

令和6年12月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和6年12月19日（木）

午後1時30分～午後2時00分

小値賀町役場 2階西側会議室

小値賀町農業委員会

令和6年12月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和6年12月19日（木） 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所：小値賀町役場 2階西側会議室

3. 出席委員：（10人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 松本 充司

委員 3番 西 治三 4番 山田 定稔 5番 北野 和信

7番 牟田 義昭 8番 安永 豊

9番 山本 千明 10番 伊藤 紀明

12番 入口 雅隆

（推進委員：4人） 15番 立石 英雄 16番 土川 重佳 17番 山川 雅崇 18番 山田 勝則

4. 欠席委員： 6番 野村 政司、11番 川村 泰二、13番 小高 陽子、14番 宮崎けい子

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 7番 牟田 義昭 委員 10番 伊藤 紀明 委員

第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について

第3 議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく使用貸借権の設定について

第4 その他

・次回総会の日程について

・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山田 俊宏

係長 岩坪 信也

7. 議事参与制限 無

8. 会議の概要

- 山田局長： 定刻になりましたので、総会に入りたいと思います。
只今より、令和6年12月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。
本日は、野村委員・川村委員・小高委員・宮崎委員が都合により欠席ですが、農業委員の出席は、10名で定足数に達していますので、総会は成立しております。
それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 松山会長： みなさん、こんにちは。雨交じりの寒い日となりましたけども、本日は3条申請が2件議題に挙がっており、またこの後、地域計画の説明会も予定されておりますので、よろしくをお願いします。
それでは、始めたいと思います。
日程第1 会議録署名委員の指名についてを議題とします。 私に一任できますでしょうか。
- 全員： 異議なし。
- 松山会長： ありがとうございます。
それでは指名いたします。7番 牟田 義昭 委員、10番 伊藤 紀明 委員をお願いします。
続きまして、日程第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 岩坪係長： それでは議案第13号の説明をします。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。
農地の所在につきましては、資料記載のとおり、浜津郷字立番坂90番、地目 畑、面積 1,391㎡で、譲渡人は●●●市の●●●●さん●●歳、譲受人は相津地区の●●●●さん●●歳です。●●さんの譲受前の耕作面積は3,370㎡で譲受面積が1,391㎡であり譲受後の耕作面積は4,761㎡となります。譲渡・譲受の理由は、譲受人の農業経営規模拡大のためとなります。譲受人は、主に稲作による農業経営をされていることから、農地法第3条第2項各号の規定には抵触しないと判断され、事務局としては許可相当かと思われます。

以上で議案第13号についての説明を終わります。
- 松山会長： 事務局から説明がありましたが、この件につきまして、皆さんの方から、何かご意見等ございませんか。

松本委員： ●●さんの小値賀での所有物件を一式買い取る話みたいですが、●●さんが持っていた農地はこの畑だけですか？

岩坪係長： はい。農地はこの畑1筆だけで、他は宅地や山林等です。

松山会長： 他に何かご意見ありませんか。
ないようでしたら、許可することといたします。

松山会長： 続きまして、日程第3 議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく仕様賃借権の設定について」を議題とします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

岩坪係長： それでは議案第14号について説明します。農地法第3条第1項の規定に基づく使用貸借権の設定の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

まず農地の所在は、資料記載のとおり柳郷字雲郷184番1の畑1筆で面積846㎡です。貸付人は、柳地区の●●●●さん●●歳で、借受人は同じ柳地区の●●●●さん●●歳です。●●さんの借受前の耕作面積は0㎡で借受面積が846㎡であり借受後の耕作面積は846㎡となります。貸借の理由は、借受人の新規就農のためとなっております。貸借期間は、令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間です。借受人は、新たに当町での就農を希望しており、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないと思われまますので、事務局としては許可相当かと思われまます。

以上で議案第14号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、この件につきまして、皆さんの方から、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

ないようですので、どうぞよろしくをお願いします。

続きまして、日程第4 その他についてを議題とします。
事務局よりお願いします。

山田局長： 次回総会の日程を決めたいと思いますが、1月は、県主催による講演会と認定農業者等との意見交換会を予定していますので、24日(金)に開催したいと思います。都合が悪い委員さんもいらっしゃると思いますが、講師の都合により、その日となっておりますので、ご理解の程よろしくをお願いします。詳しい内容については、近くなってから文書でお知らせいたします。

松山会長： 皆さんよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 他に何かありませんか。

ないようでしたら、これを持ちまして総会を終了したいと思います。

お疲れ様でした。